

令和6年度運転免許（大型・中型・けん引・準中型）
取得支援助成金交付要綱

一般社団法人 宮崎県トラック協会
制定 令和6年3月27日

（目的）

第1条 この要綱は、深刻化するトラック運送業界のドライバー不足に対応するため、一般社団法人宮崎県トラック協会

（以下「宮ト協」という。）の会員事業者が従業員に大型自動車免許・中型自動車免許（限定解除を含む）・けん引免許・準中型自動車免許（限定解除を含む）を取得させた際の教習料の一部を宮ト協が助成し、トラックドライバーの確保を促進することを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成の対象は、宮ト協の会員事業者が次に定める要件を満たす会員事業所が従業員に大型免許、中型免許（限定解除を含む）、けん引免許、準中型免許（限定解除を含む）を取得させた場合に限り、会社が支払った費用（消費税を除く）の一部について助成を行うものとする。

1. 県内事業所に所属しており、事業用トラックの運転業務に従事する従業員
2. 県ト協会費を滞納している会員と国の助成金を受けた会員は除外する

（助成金の対象範囲）

第3条 前条の助成金については、大型免許、中型免許（限定解除含む）、けん引免許、準中型免許（限定解除含む）のいずれかの免許を取得した際に要した費用（教習所へ支払った教習料のみとし、検定料は含まない）の一部を助成する。

- 2 大型免許、中型免許（限定解除含む）、けん引免許、準中型免許（限定解除含む）の助成金対象者は、令和6年4月1日～令和7年3月15日に取得した者に限る。

（助成金の額）

第4条 助成額は免許取得に係る費用（消費税を除く）の2分の1までとし、上限を下記のとおりとする。

1. 大型免許	1名あたり	60,000円
※免許取得時満30歳以下の場合	1名あたり	100,000円
2. 中型免許（限定解除を含む）	1名あたり	30,000円
3. けん引免許	1名あたり	40,000円
4. 準中型免許（限定解除含む）	1名あたり	15,000円

（助成人数）

第5条 原則、会員1事業者につき1名とする。

ただし「Gマーク取得事業者」については1名増えて合計2名、さらに、「働きやすい職場認証制度」を取得している事業者は1名増えて合計3名を助成する。

（交付申請）

第6条 会員事業所は、従業員の免許証取得後、取得支援助成金交付申請書に必要事項を記入し、令和7年3月15日までに宮ト協へ提出しなければならない。

ただし、予算に達した場合は、受け付けを終了するものとする。

- 2 前項の助成金交付請求に必要な添付書類は交付申請書に定める。

(助成金の交付決定通知と交付)

第7条 宮ト協は、前条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めたときは交付決定を行った上で、交付決定通知書により会員に通知する。
その交付決定通知後、会員事業者へ助成金を交付するものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は宮ト協が別に定める。

附則

本要綱は令和6年4月1日から適用する。